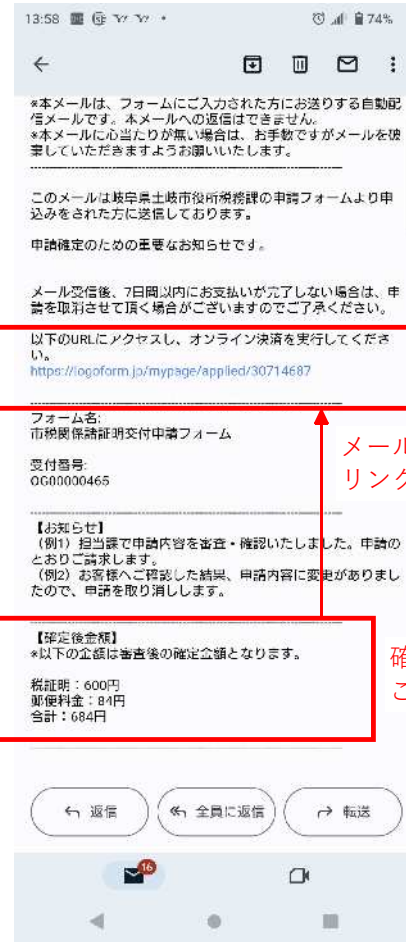


3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）

市で申請内容を審査し申請内容が確定したら、申請者へこのメールが送られます。
ここでは、市税関係証明交付申請フォームを例にご紹介します。



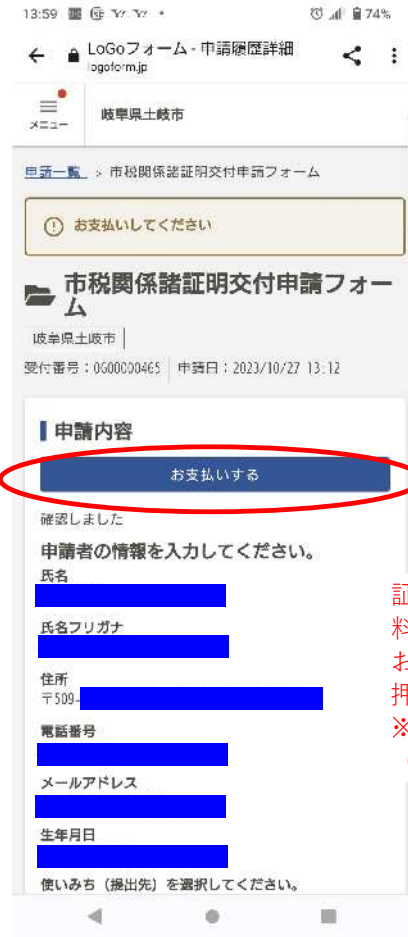
メール内に貼り付けてあるリンクをクリックします。

確定後の金額をご確認ください。



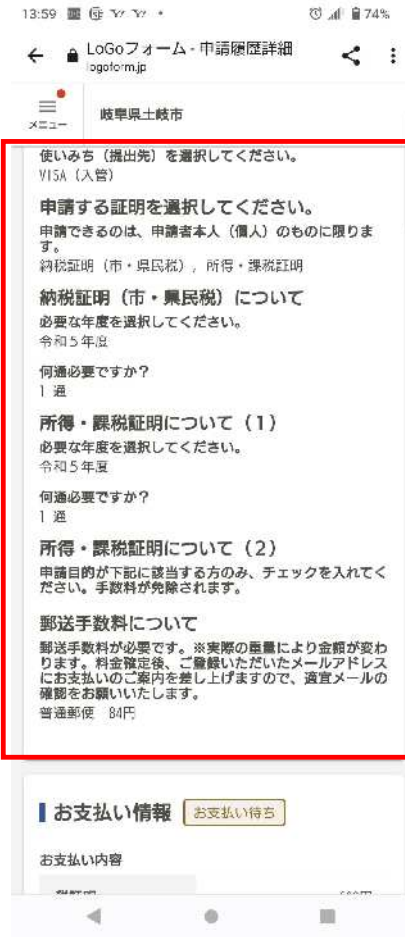
(→31へ)

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）



31

証明の種類、通数、
料金をご確認したら、
お支払いボタンを
押してください。
※まだ決済しません。
(→34へ)



32



33

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）

市税関係証明交付申請フォーム

本申請フォーム

以下がご申請内容になります。ご確認ください。

受付番号
0600000465

確認しました

申請者の情報を入力してください。

氏名
氏名フリガナ
住所
〒509-

34

電話番号
メールアドレス
生年月日

支払い方法
VISA (入管)

申請する証明を選択してください
申請できるのは、申請者本人 (個人) の
限ります。

納税証明 (市・県民税), 所得・課税証
明

納税証明 (市・県民税) につい
て

必要な年度を選択してください。

令和5年度

何通必要ですか?
1 通

所得・課税証明について (1)
必要な年度を選択してください。

令和5年度

35

申請内容を確認
してください。
↓
↓

令和5年度

何通必要ですか?
1 通

所得・課税証明について (2)
申請目的が下記に該当する方のみ、チェックを
入れてください。手数料が免除されます。

郵便手数料について
郵便手数料が必要です。※実際の重量により金
額が変わります。料金確定後、ご登録いただ
いたメールアドレスにお支払いのご案内を差し上
げますので、運営メールの確認をお願いいたし
ます。

普通郵便 84円

お支払い金額

税証明
600円

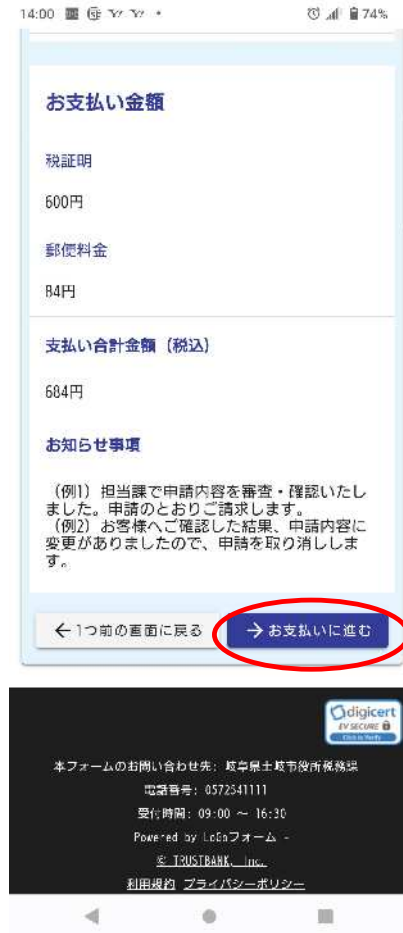
郵便料金
84円

支払い合計金額 (税込)
684円

36

申請内容を確認
してください。
↓
↓

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）



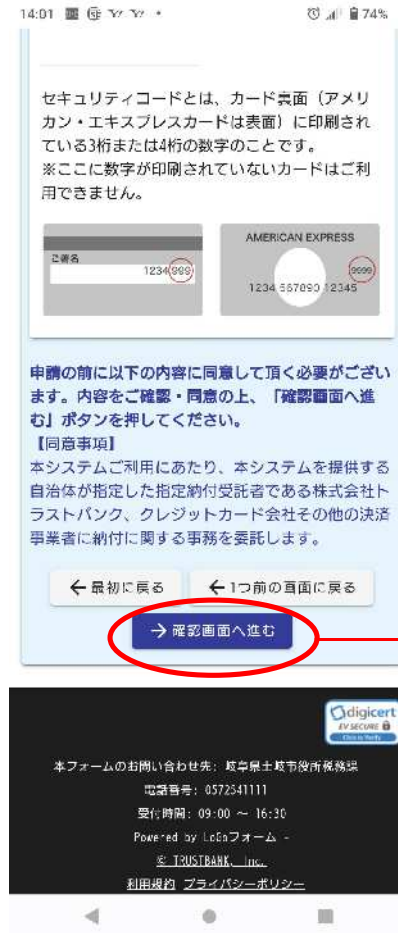
37

クレジットカード番号、有効期限、支払い回数、セキュリティコードを入力してください。



39

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）



→ 決済前の最終確認画面に遷移します。
(→41へ)

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）

16:47 73%

【クレジットカードサンプル】市税関係諸証明交付申請フォーム

ログイン中

本申請フォーム

1 2 3 4 5

以下でお支払いを進めます。問題なければ「決済する」を押してください。

受付番号
FB00001321 ←試験環境の画面のため受付番号が異なっています。

申請者の情報を入力してください。

氏名
氏名フリガナ
住所
〒509
電話番号

最終確認画面です。

16:47 73%

メールアドレス

生年月日

使いみち（提出先）を選択してください。
その他: visa

申請する証明を選択してください。
申請できるのは、申請者本人（個人）のものに限ります。
所得・課税証明、納税証明（市・県民税）

納税証明（市・県民税）について
必要な年度を選択してください。
令和5年度

何通必要ですか？
1通

所得・課税証明について（1）
必要な年度を選択してください。
令和5年度

何通必要ですか？
1通

16:47 73%

何通必要ですか？
1通

所得・課税証明について（2）
申請目的が下記に該当する方のみ、チェックを入れてください。手数料が免除されます。

郵送手数料について
郵送手数料が必要です。※実際の重量により金額が変わります。
郵送手数料84円

お支払い金額

税証明
600円

郵便料金
84円

支払い合計金額（税込）
684円

決済情報

41

42

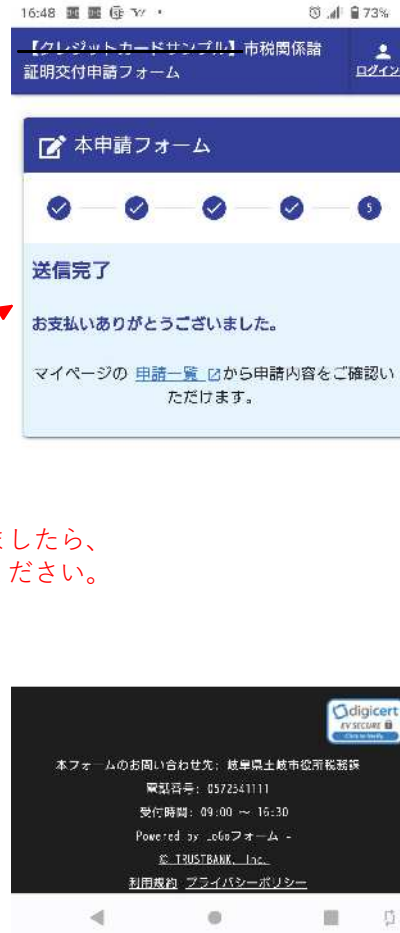
43

3. 決済案内、クレジットカード決済（市税関係証明交付申請の場合）



44

申請内容をご確認しましたら、
決済ボタンを押してください。
(決済完了)



45

決済が完了しました。
これで申請にかかるお手続きは完了です。

(今後の流れ)
市で決済が完了したことが確認でき次第、証明書を
郵送いたします。

登録したメールアドレスに、お手続きが完了した旨
のお知らせもお送りしますので、ご確認ください。